

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に国民年金に加入し、54 年 7 月に結婚してからは夫と合わせて二人分の保険料を納付していたが、59 年 5 月に夫が厚生年金保険に加入したため、私は国民年金に任意加入して保険料を納付していた。

申立期間の保険料は、集金人による集金又は市役所で納付したと思うので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 24 か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立人は、婚姻した昭和 54 年 7 月から申立期間直前まで付加保険料を含めた保険料を納付している上、申立期間中の 59 年 5 月に任意加入被保険者となる届出を行い、その後の被保険者種別の変更手続を数度にわたって適切に行うなど納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は集金人による集金又は市役所で納付したと主張しているところ、申立期間当時の A 市における保険料の納付方法と合致しており、申立期間の保険料を納付することが可能であったと考えられる。

加えて、A 市が作成、保管している国民年金被保険者台帳の摘要欄に、申立期間の保険料の具体的な納付方法に関して申立人と A 市の担当者とのやり取りの内容が記録されているところ、申立期間当時の申立人の夫に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録から、申立人は保険料を納付する資力があつ

たとえられ、申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額を61万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月20日

私は、A社に勤務していたが、平成17年10月1日から21年6月30日までは、同社の親会社であるB社の海外現地法人に出向し、その間も会社により支給されていた賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、18年6月分の標準賞与額の記録が無いので、会社に確認したところ、会社が賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことが判明したので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管していた賃金台帳から、申立人は、申立期間において賞与が支払われ、その主張する標準賞与額(61万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和61年10月7日から同年12月11日までの間、C社に在籍しながらA社に出向していた。出向期間満了後は引き続き同社に常勤顧問として勤務した。

昭和62年7月1日に同社からD社（現在は、B社）へ移籍したが、両事業所は関連会社であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管するD社に係る労働者名簿から、申立人は申立事業所及び同事業所の関連事業所であるD社に継続して勤務し（昭和62年7月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和62年5月のオンライン記録から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「申立事業所に関する資料は残っていないため不明である。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和62年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記載するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山口国民年金 事案 697

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 48 年 3 月まで

私は、申立期間当時から A 事業所を経営しており B 市役所の指定業者でもあったので、国民年金保険料は当然納付していた。

結婚した昭和 43 年 8 月以降は、私の妻が二人分の保険料を市役所で納付しており、妻の保険料は全て納付済みと記録されているのに、私の申立期間の保険料は未納とされており納得できない。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 3 月 12 日に社会保険事務所（当時）から B 市に払い出され、申立人は 39 年 8 月 14 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、39 年 8 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、婚姻後の期間について、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、「時期はよく覚えていないが、夫の保険料で遅れていた分をいくらかまとめて納付したと思う。」と回答しているところ、申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料は納付済みとなっており、当該期間の保険料は申立人の手帳記号番号が払い出された後に、遡って納付されたものと推認されることから、当該保険料を納付した時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間は 104 か月間であるところ、市役所及び社会保険事務所

において、納付記録が継続して欠落したとは考え難い。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月まで

私は、昭和 39 年 5 月に国民年金の加入手続をしたとき、A 町（現在は、B 市）の職員から、今なら国民年金制度開始の 36 年 4 月まで遡って保険料を納付することができるので納付するように勧められ、一度に申立期間の保険料を納付したのに、申立期間が未加入となっており、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 5 月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金制度開始の 36 年 4 月まで遡って一度に保険料の全額を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 41 年 1 月に払い出され、39 年 5 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が主張する加入手続を行った時期と相違している上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、B 市は、「申立人は、昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで A 町の正職員として勤務し、退職一時金で清算しているが、市町村職員共済組合に加入していた。」と回答している。

さらに、国民年金制度開始前の昭和 36 年 1 月に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたが、同年 4 月 1 日に資格喪失していることが、手帳記号番号管理簿及び申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録から確認することができる上、当該手帳記号番号に係る保険料の納付記録は確認す

ることができず、これら二つの手帳記号番号以外に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成 3 年 3 月までの期間及び 9 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 9 年 4 月から同年 6 月まで

私は、申立期間①当時、学生で任意加入対象者であったが、母親が A 町役場で国民年金の加入手続をし、B 銀行 A 支店で国民年金保険料をずっと納付してくれていたと記憶しているので、申立期間①及び②を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 62 年 12 月頃に、母親が A 町役場で、国民年金への学生任意加入手続をした。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の強制加入被保険者の資格取得日及び申請免除の免除申請日から、平成 3 年 4 月から同年 5 月頃に払い出されたものと推測でき、20 歳以上の学生が第 1 号被保険者として強制適用された同年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立期間①当時、申立人は大学生で国民年金任意加入対象者であり、遡って国民年金に加入できず、申立期間①は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間②については、平成 9 年 1 月に申立人の手帳記号番号が基礎年金番号となったところ、同年 2 月 24 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同日付で国民年金被保険者資格を自動喪失したものであることから、当該厚生年金被保険者期間に続く申立期間②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の前後を通してA町から住所を移しておらず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の被保険者資格の取得及び保険料納付について直接関与しておらず、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金の加入及び保険料を納付していたとする申立人の母親は、「どこで、どのようにして加入手続を行い、保険料を納付したか覚えていない。」と回答している。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 49 年 2 月まで

私は、申立期間当時、A 県の大学に在学し、B 市で事業所を経営する両親と同居していた。昭和 46 年 3 月頃に私の母親が、私の国民年金への加入手続きを行い、自宅兼事業所に集金に訪れる 50 歳ぐらいの女性に国民年金保険料を納付していた記憶がある。

また、申立期間当時、交付を受けた年金手帳にも「初めて被保険者となった日 昭和 46 年 3 月 14 日」と記入されており、加入当初より保険料を納付していると思うので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年 3 月頃に、母親が、私の国民年金への加入手続きを行い、集金人へ保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 50 年 12 月 9 日に B 市から払い出されていることが確認できる上、申立人は、B 市から住所を移動しておらず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の母親が 46 年 3 月頃に加入手続きを行ったとの申立人の主張は不自然である。

また、申立人は保管する年金手帳について、加入手続きの際に交付を受けた手帳であると供述しているが、同手帳は昭和 49 年 11 月以降に発行された三制度共通の年金手帳であることが確認できる上、当該手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和 46 年 3 月 14 日」と記入されているところ、国民年金の記録(1)には「被保険者となった日」欄と「被保険者でなくなった日」欄

に、それぞれ「昭和 46 年 3 月 14 日」と記入されているとともに、横に「学生」と記入されており、新たに「被保険者となった日」欄には「昭和 50 年 4 月 1 日」と記入されていることが確認できる。これは、申立期間当時、申立人は大学生であり、国民年金任意加入対象者となるため、加入手続時点において、申立期間は遡って資格取得ができない期間であるため資格取得日を 50 年 4 月 1 日に訂正されたとうかがえる。

さらに、B 市が作成、保管する申立人の国民年金被保険者台帳において、被保険者資格得喪の取得年月日及び喪失年月日の各欄には「46. 3. 14」と同日が記入され、喪失理由欄には「学生取り下げ」、次の被保険者資格の取得日欄には「50. 4. 1」と記入されており、当該被保険者台帳の記載内容について、申立人の所持する年金手帳の上記記載事項と合致することから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親も既に死亡しているため具体的な納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 45 年 3 月まで

私は、21 歳の頃、体調が優れなかったので、将来を心配した母親が昭和 37 年 10 月頃に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、月額 200 円から 250 円程度の国民年金保険料を毎月近所の集金人の方に納付し、1 年間程度の枠がある白い台紙に領収印を押してもらっていたことを覚えている。

これまでに、同市同区役所や同市 C 区にある年金相談センターで国民年金の被保険者記録を確認したが、申立期間の保険料の納付が確認できなかったため、よく調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る国民年金の加入手続は、母親が昭和 37 年 10 月頃に A 市 B 区役所で行い、保険料を毎月近所の集金人の方に納付していた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 6 月 30 日に A 市 B 区において払い出され、申立人の被保険者資格取得日は、36 年 10 月 15 日（現在は、平成 13 年に厚生年金保険記録との突合により昭和 37 年 10 月 20 日に変更）まで遡って職権により適用されたことが確認できる。このことから、申立人に手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、37 年 10 月から 43 年 3 月までの保険料は、制度上、時効により納付することができない上、43 年 4 月から 45 年 3 月までは過年度保険料として取り扱われることとなるが、同市保健福祉局保険年金課は、「当市は、昭和 43 年 2 月に市内全域を対象とした国民年金保険料集金嘱託制度を導入した。それまで B 区には集金人制度は無く、職員が公民館等の施設で納期ごとに保険料を収納してい

た。同区では過年度保険料に係る収納は取り扱っていなかった。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

また、申立期間は 90 か月と長期間であり、このような長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人は、昭和 53 年 1 月に D 市に転居するまで同市同区から住所を変更しておらず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る具体的な納付状況等に関する供述は得られない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に係る納付記録は無く、納付記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1070 (事案 751 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 14 日から 45 年 3 月まで

私は、A社(現在は、B社)に昭和40年1月14日から42年12月までの期間(以下「当初の申立期間」という。)に勤務していたとして、年金記録確認第三者委員会に申立てをしたが、年金記録の訂正は必要とまでは言えないとの通知を受けた。

私は、A社に昭和40年1月14日から45年3月まで倉庫で勤務していたが、社長や事務職員とは毎日顔を合わせていたので、私が勤務していたことを知っているはずである。新たな資料等はないが、申立期間を変更して再度申し立てるので、調査の上申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間に係る申立てについては、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚はいずれも申立人を記憶していないなど、申立人の勤務実態が確認できないほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日はオンライン記録と一致しており、当該資格喪失に伴い健康保険被保険者証を返納していることを示唆する記載が確認できる上、当初の申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の被保険者記録は、それぞれが供述する同社に係る勤務期間と符合するなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月12日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立期間を昭和40年1月14日から45年3月までの期間に変更して申し立てていることから、B社に改めて照会したところ、事業主から、「当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時に勤務し

ていた元従業員から改めて申立人の勤務に係る聞き取りを行ったが、申立人の申立期間における勤務についての新たな証言は無かった。作成時期は不明だが、当時の担当者が作成したと思われる従業員の氏名を記載した資料にも申立人の氏名は無い。」と回答しており、事業主から提供を受けた資料を見ると、職種別に 200 人の従業員の氏名が記載されているが、申立人の氏名を確認することはできなかった。

また、前述の被保険者名簿及び事業主から提供を受けた資料から、申立期間に在籍していたことが確認でき、連絡先の判明した事務職員を含む同僚 16 人に対して文書照会を行ったところ、回答があった 9 人全員が、「申立人を知らない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務の実態及び保険料控除に係る回答を得ることができないなど、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から同年9月21日まで
② 昭和36年11月1日から38年3月18日まで
③ 昭和38年3月20日から40年3月11日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金受給の確認はがきによると、申立期間に係る脱退手当金が昭和40年8月9日に支給されたこととなっているが、私は、申立期間の脱退手当金は請求をしていないし、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和40年8月9日に支給決定されており、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が確認できるとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の被保険者記録には、申立期間①の前の期間についても脱退手当金の支給記録があるところ、申立人は、当該脱退手当金について受給した記憶は無いとしているものの、「脱退手当金かどうか分からないが、金券らしきものを受け取り、郵便局で換金した記憶がある。」と供述しており、当該脱退手当金に係る被保険者期間について記録回復の申立てをしておらず、申立期間の脱退手当金についても受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①と②の間の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚

生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該一部期間の未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月頃から 63 年 10 月頃まで

私は、昭和 61 年 11 月頃から 63 年 10 月頃まで、雇用形態については覚えていないが、A社B工場において、C職として勤務した。同社への就職は、公共職業安定所の紹介であり、昼夜交代勤務などがあったのに、社会保険が完備されていなかったとは考えられない。また、家族がいたので、健康保険が完備されていない会社に勤務するはずがないので、申立期間を同社に係る厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 9 月 14 日から 63 年 9 月 13 日まで申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所は、申立期間当時の資料は辞令簿しか保存していないが、当該辞令簿に申立人の氏名は記載されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、申立期間当時に、申立事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚 10 人に照会したところ、回答のあった 6 人は、いずれも「申立人を知らない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態について供述を得ることはできず、複数の同僚は、「正社員以外にも期間雇用といった臨時的に雇用される従業員がいた。」との供述はあるものの、申立事業所における従業員の厚生年金保険への加入の取扱いについては、供述が異なり確認することができない。

さらに、B市役所の記録によると、申立人は、昭和 60 年 11 月 16 日から平

成8年9月30日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金に加入しており、当該期間は保険料納付の全額免除期間となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人が申立事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録は無く、申立期間において健康保険整理番号は連番で欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 9 日から 60 年 4 月 1 日まで
② 昭和 60 年 4 月 5 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A学校に、申立期間②については、B学校に臨時的任用教諭として勤務し、いずれも学級担任をしていたが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

給与支給明細書等は所持していないが、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C県教育委員会が発行した在職証明書及びC県教育庁D課の回答により、申立人は、申立期間①については、A学校に、申立期間②については、B学校に臨時的任用教諭として勤務していたことが確認できる。

しかし、同庁D課は、「当時、臨時的任用教諭の厚生年金保険の加入手続は各教育事務所が行っており、A学校及びB学校については、E教育事務所が管轄していたが、関係書類は保存年限を経過しているため廃棄されており、当時の各教育事務所の厚生年金保険料控除の取扱い等の詳細については不明である。」と回答している上、申立人が名前を挙げている同僚3人は、E教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、いずれも被保険者記録を確認することができず、連絡先不明であり、ほかに申立期間①及び②当時、両校で臨時的任用教諭が勤務していたことを確認することができないことから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除等に係る資料及び供述を得ることができない。

また、同庁D課は、「当時、各教育事務所における任用期間が2か月と1日を超える臨時的任用教諭の厚生年金保険の加入は、本人の希望に任せており、

社会保険事務所（当時）の指導により対象者全員を加入させるようになったのは、昭和 61 年度から 63 年度以降である。」と回答しているところ、C 県教育委員会が発行した昭和 59 年度及び 60 年度の C 県教職員録により、E 教育事務所管内の学校において、申立人と同じ 59 年度及び 60 年度に臨時的任用教諭として任用されたことが確認できる 82 人のうち 41 人は、前述の被保険者原票においてそれぞれの被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、同教育事務所においては、臨時的任用教諭について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立期間①及び②において、前述の被保険者原票及びオンライン記録に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 3 月 5 日から 39 年 3 月 31 日まではA社B工場に、同年 10 月 15 日から 41 年 1 月 20 日まではC社に、同年 5 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まではD事業所にそれぞれ勤務した。

国（厚生労働省）の記録によれば、A社B工場とD事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間を合算して脱退手当金が支給されたことになっているが、D事業所に係る脱退手当金については受給した覚えが全く無いので、調査してほしい。

なお、A社B工場に係る脱退手当金については、受給したかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間の事業所と合算して脱退手当金が支給されたことになっているA社B工場に係る被保険者期間については脱退手当金を受給したかもしれないとしているところ、当該事業所に係る被保険者期間は13か月であり、当該期間のみでは脱退手当金の受給資格（当時、女性は被保険者期間2年以上）を満たしておらず、脱退手当金を請求することができない上、申立期間以前にほかの脱退手当金の支給記録は確認できないことから、当該期間も合わせて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、戸籍謄本により、申立人は、昭和 43 年 12 月*日に婚姻していることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号簿の申立人の氏名は、申立期間の事業所を退職した約3か月後の44年6月13日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間を含む脱退手当金が同年同月16日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が

行われたものとするのが自然である。

さらに、申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ8年以内に資格を喪失した女性のうち、資格の喪失時に脱退手当金の受給資格を満たしている者は21人（申立人を含む。）確認できるところ、申立人の資格喪失日以前に資格を喪失している9人（申立人を含む。）のうち7人が資格の喪失後5か月以内に脱退手当金を受給していることから判断すると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間直前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている点について、申立人は、当該事業所で厚生年金保険に加入していることを知らなかったとしており、当該期間を被保険者期間として認識していなかった可能性がうかがえ、当時、請求者から申出がなければ、被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人の申立期間の事業所に係る被保険者原票には脱退手当金の支給を表す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間を含む脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとするはできない。